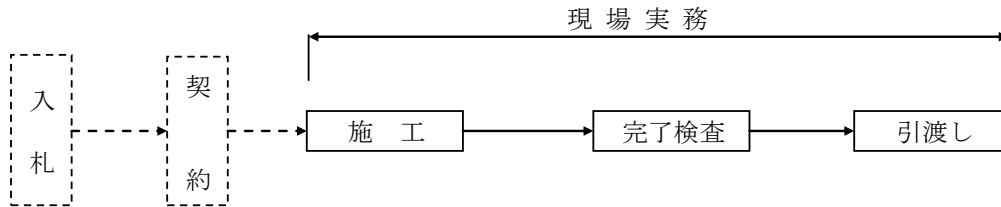


## 第1章 一般事項

### 1-1 目的

この土木工事現場必携（以下「必携」という。）は、愛知県建設局・都市・交通局が施行する土木工事等の現場実務の手引きとして、工事等の適正な施行の確保を図ることを目的とし、作成した。



### 1-2 用語

この必携で使用される用語（略語）の定義は、下表のとおりとする。

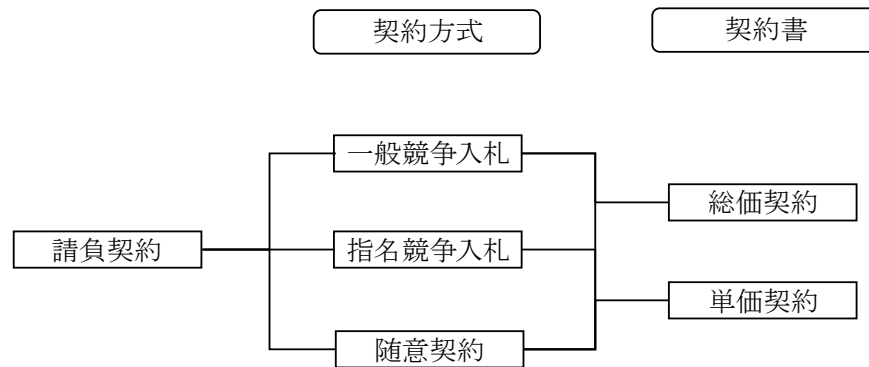
用語（略語）	用語（略語）の定義
工事等	土木工事及び維持作業
仕様書	土木工事標準仕様書及び特記仕様書
標準仕様書	土木工事標準仕様書
施工管理基準	土木工事標準仕様書のうち土木工事施工管理基準
写真管理基準	土木工事標準仕様書のうち写真管理基準
特仕	特記仕様書
監督員	総括監督員、主任監督員及び専任監督員
設計図書	設計書、図面、仕様書及び現場説明書等
契約書	契約書（愛知県公共工事請負契約約款を含む）
契約図書	契約書及び設計図書
設計変更	設計図書の変更

1-3 契約関係

(1) 概説

工事等の請負契約は、建設業法 第18条に定める「建設工事の請負契約の当事者は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行しなければならない。」という原則に基づき実施されている。

契約方式には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約が定められている。



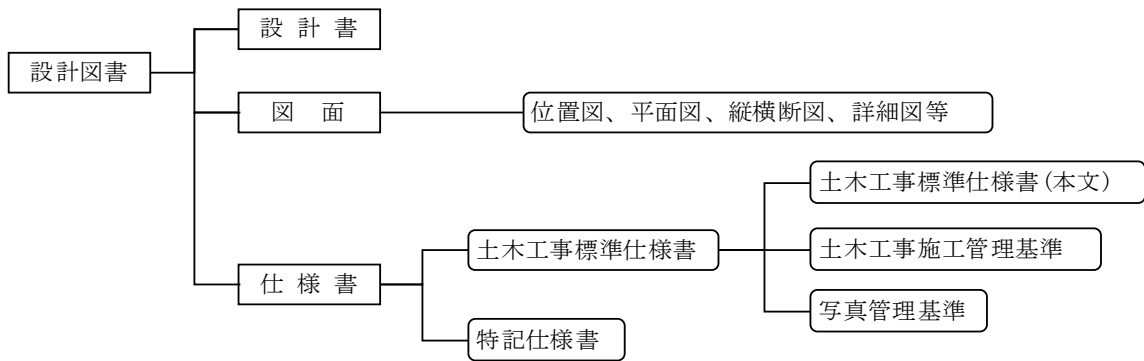
## (2) 請負契約の内容

請負契約は、契約書及び設計図書からなり、その内容は以下のとおりである。

## (ア) 契約書

区分	総価契約			
契約書の内容	1 工事名	3 工事場所	5 請負代金額	
	2 路線等の名称	4 工期	6 契約保証金	
約款の条項	第1条	総則	第2条	関連工事の調整
	第3条	請負代金内訳書及び工程表	第4条	契約の保証
	第5条	権利義務の譲渡等	第6条	下請負の制限等
	第7条	下請負人の通知	第7条の2	下請負人の健康保険等加入義務等
	第8条	下請負人の育成、指導	第9条	特許権等の使用
	第10条	監督員	第11条	現場代理人及び主任技術者等
	第12条	履行報告	第13条	工事関係者に対する措置請求
	第14条	工事材料の品質及び検査等	第15条	監督員の立会い及び工事記録の整備等
	第16条	支給材料	第17条	工事用地の確保等
	第18条	設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	第19条	条件変更等
	第20条	設計図書の変更	第21条	工事の中止
	第21条の2	著しく短い工期の禁止	第22条	請負者の請求による工期の延長
	第23条	発注者の請求による工期の短縮等	第24条	工期の変更方法
	第25条	請負代金額の変更方法等	第26条	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更
	第27条	臨機の措置	第28条	一般的損害
	第29条	第三者に及ぼした損害	第30条	不可抗力による損害
	第31条	請負代金額の変更に代える設計図書の変更	第32条	中間検査
	第33条	完了検査及び引渡し	第34条	請負代金の支払い
	第35条	部分使用	第36条	前金払及び中間前金払
	第37条	前払金の使用等	第38条	部分払
	第39条	部分引渡し	第40条	前払金等の不払に対する工事の中止
	第41条	契約不適合責任	第42条	履行遅滞の場合における申出
	第43条	発注者の任意解除権	第44条	発注者の催告による解除権
	第45条	発注者の催告によらない解除権	第46条	暴力団等排除に係る解除
	第47条	談合その他不正行為に係る解除	第48条	発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限
	第49条	請負者の催告による解除権	第50条	請負者の催告によらない解除権
	第51条	請負者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限	第52条	解除に伴う措置
	第53条	発注者の損害賠償請求等	第54条	談合その他不正行為に係る賠償金の支払い
	第55条	請負者の損害賠償請求等	第56条	契約不適合責任期間等
	第57条	火災保険等	第58条	妨害等に対する報告義務等
	第59条	あっせん又は調停	第60条	仲裁
第61条	補則			

(イ) 設計図書



(3) 契約関係書類

様式番号	様式名	様式番号	様式名
20	監督員任命通知書	62	工事譲渡(承継)通知書
21	工程表	63	名称等変更届
22	請負代金内訳書	65	部分使用協議書
23	現場代理人等通知書	66	部分使用同意書
23-2	現場代理人兼務届	70	指定部分完了届
23-3	主任技術者兼務届	78	完了届
23-4	監理技術者兼務届	79	修補補正完了届
24	工期延長請求書 (請負者の請求による場合)	83	前払金請求書
26	工期延長協議書	84	中間前払金請求予定書
27	工期変更承諾書	85	中間前払金支払認定請求書
28	工期不変更承諾書	86	中間前払金認定(否認定)通知書
32	工期延長[短縮]協議書	88	中間前払金請求書
—	条件変更確認請求通知(工事打合簿)	89	出来形検査請求書
—	条件変更確認(工事打合簿)	92	部分払請求書
35	設計変更通知書	93	請求書
38	契約変更協議書		
53	工事中止通知書		
55	契約解除通知書		
58	契約解除精算通知書		
60	工事譲渡(承継)承諾申出書		

備考) 各様式は第5章 各種様式 5-1 契約関係様式 参照

#### (4) 契約変更までの流れ

##### (ア) 契約変更の手続き

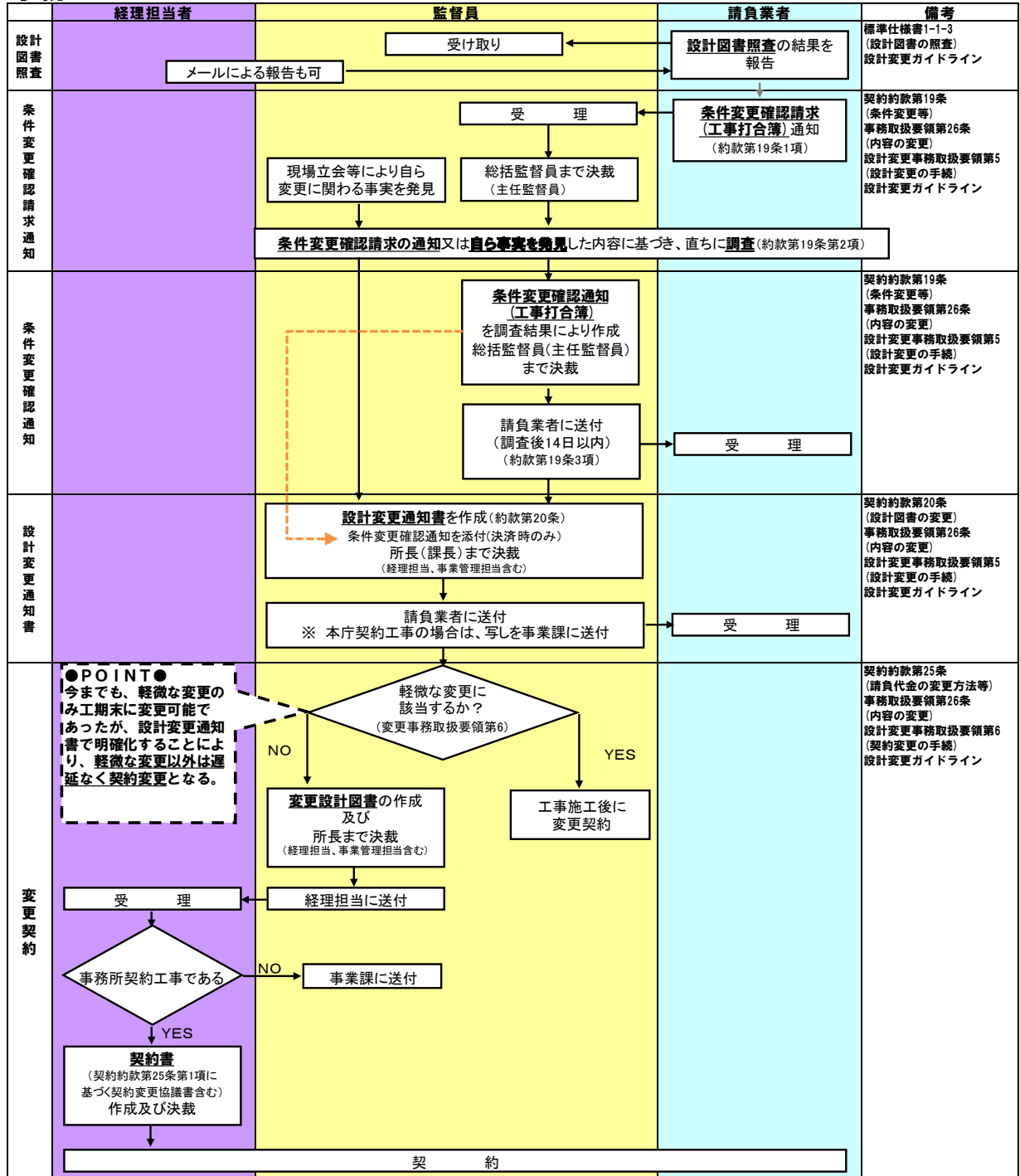
設計図書の変更及びこれに伴う契約変更の取扱いについて必要な事項を定め、事務の簡素化と合理化を図ることを目的に、「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」及び「愛知県建設局設計変更ガイドライン」が定められている。

条件変更及び設計変更を行う場合は、この要領によることを「土木工事標準仕様書」で明示した。

条件変更、設計変更及び契約変更の手続きの概要は、次頁のとおりである。なお、様式は土木工事現場必携 p. 5-19 及び建設企画課ホームページを参照のこと。

(建設企画課ホームページ：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku>)

事務フロー



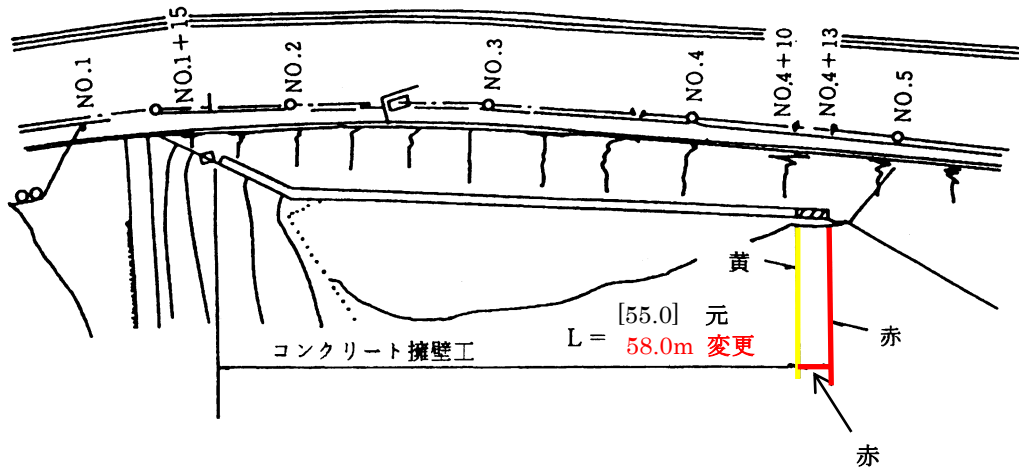
(イ) 設計変更資料の作成

(i) 図面の変更

元設計と変更設計の対照図面は、元設計と変更設計が判読しやすいよう、設計値については元設計を [ ] 書きで表示し、変更設計を下段に記入する。また、設計変更で廃止される部分(設計値は除く)を黄色、追加もしくは変更される部分(設計値は除く)は赤色で表示する。

変更設計を別図とした場合は、元設計図を添付する。

図面が変更のない場合は、添付を要しない。



(ii) 数量計算書の変更

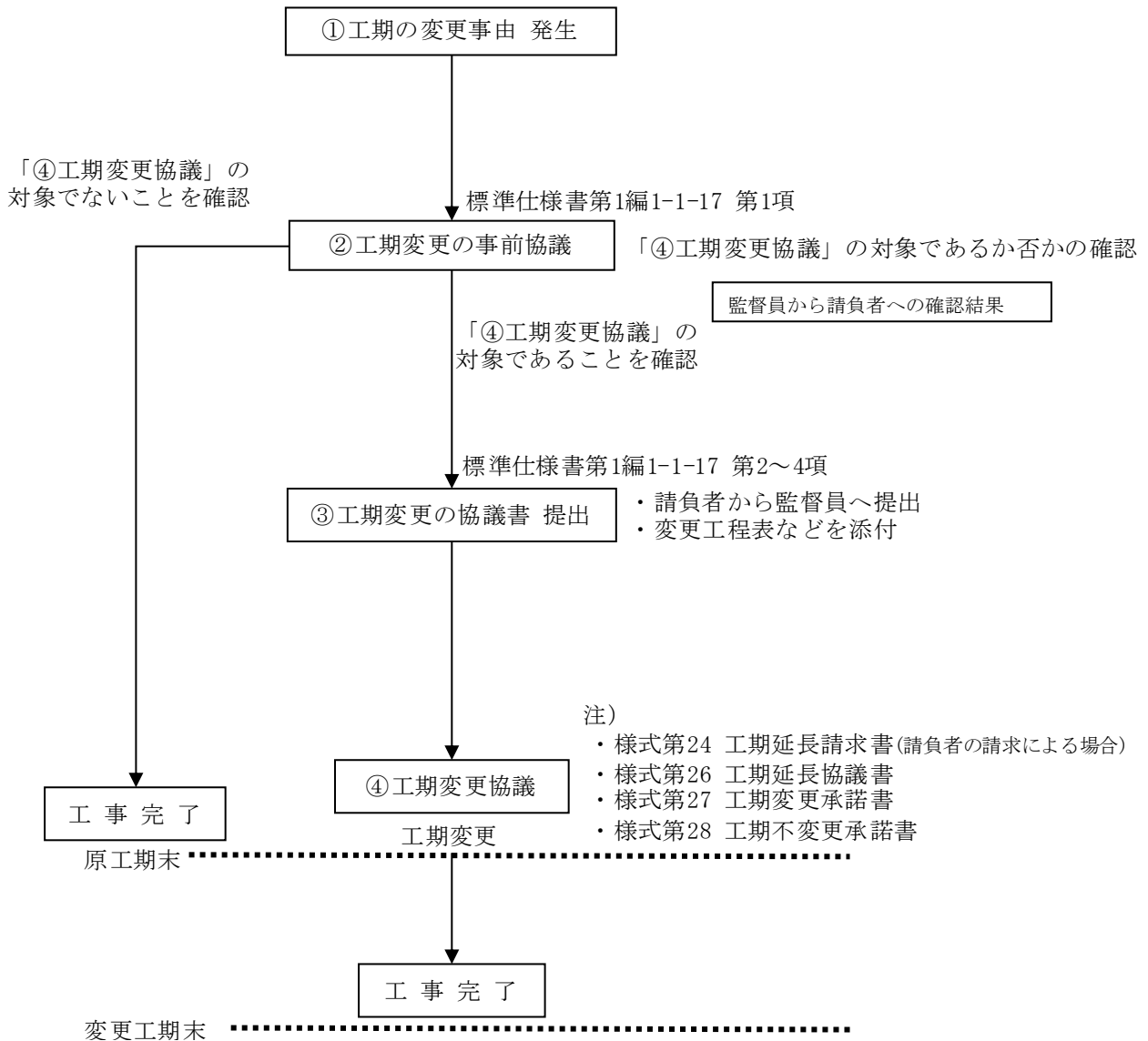
図面の変更に応じて作成する。

**(5) 工期変更**

工期は工事施行に際し変更の必要を生じないように設定されていることは言うまでもないが、土木工事の性格上不確定な条件が多く、予測し得ない工期変更が発生する。

このため、工期変更の手続きについて契約書及び標準仕様書に必要な事項が定められている。

工期変更の手続きの概要は、下図のとおりである。



注) 建設工事施行に関する事務取扱要領の様式による(第5章 5-1 契約関係様式 参照)

備考) 「③ 工期変更の協議書提出」は、複数の「② 工期変更の事前協議」を対象に、一括して行うことができる。

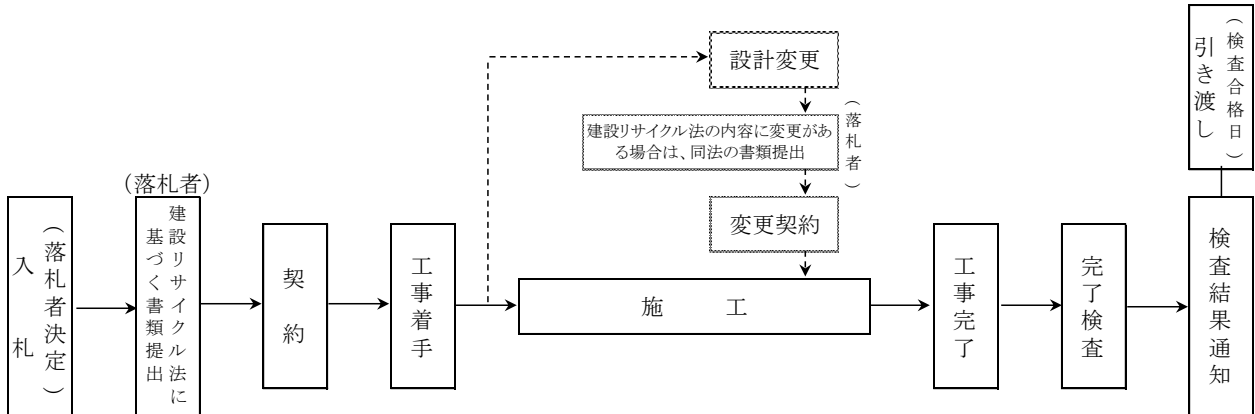


1-4 工事等の施行

土木工事等の施行は、発注者と請負者との双務契約に基づき実施される。その実施形態については、次のとおりである。

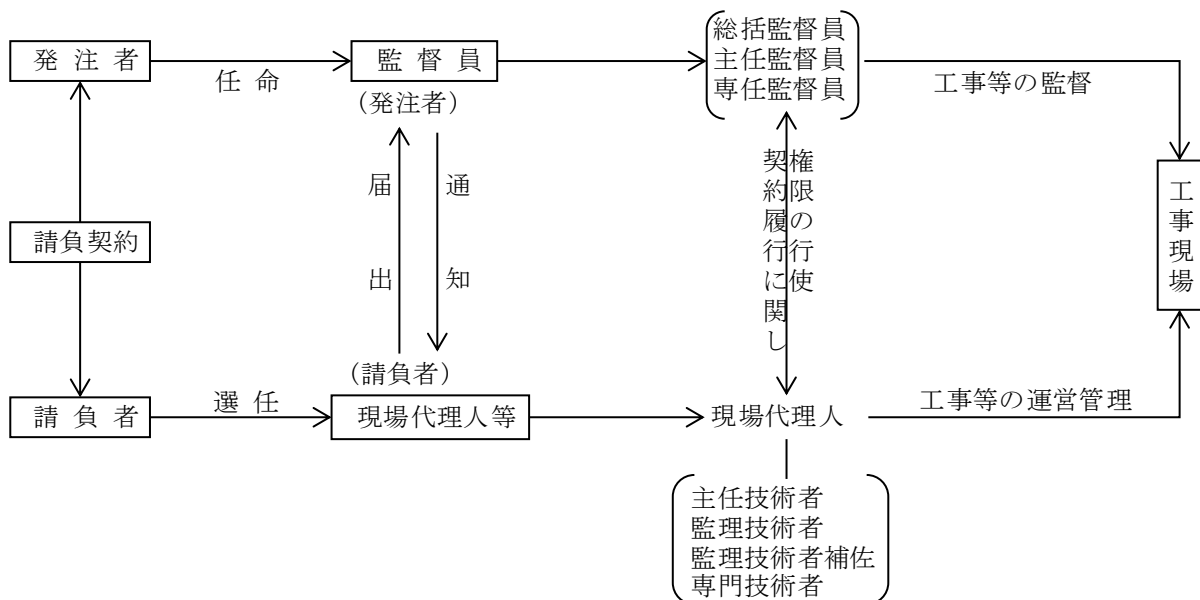
なお、現場責任者を配置する工事は、現場代理人を現場責任者と読み替える。

(1) 施行手順



注) 「建設リサイクル法に基づく書類提出」は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定による「説明書」の提出 (同法第13条の規定により工事請負契約書に記載すべき「特記事項」を含む)

(2) 施行体制



## (3) 監督

## (7) 監督

契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認、把握等を行い、契約の適正な履行を確保することをいう。

## (イ) 監督員と監督業務の分担

監督員	監督業務の分担内容
専任監督員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 契約の履行についての請負者又は現場代理人に対する指示、承諾、又は協議</li> <li>2 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した詳細図等の承諾</li> <li>3 設計図書に基づく工程の管理、立会、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）</li> <li>4 関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合における施工の調整</li> <li>5 上記1から4に関する事項（軽易と判断される事項を除く。）及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の主任監督員への報告</li> <li>6 工事検査に必要な工事関係書類の整備</li> </ol>
主任監督員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の総括監督員への報告</li> <li>2 専任監督員の指導監督</li> <li>3 総括監督員を置かない工事において、特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所長への報告及び監督業務のとりまとめ</li> </ol>
総括監督員	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特に重要と判断される事項及び設計図書の変更、工事の中止又は工期変更の必要があると認められる事項の所長（本庁施行工事においては、建設局長又は都市・交通局長。）への報告</li> <li>2 主任監督員及び専任監督員の指導監督ならびに監督業務のとりまとめ</li> </ol>

## (ウ) 監督の方法

監督の方法	内 容	摘 要
指 示	契約図書のとめに基づき、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。	標準仕様書 第1編 1-1-2 第14項
承 諾	契約図書で明示した事項について、発注者若しくは監督員または請負者が書面により同意することをいう。	同 上 第15項
協 議	書面により契約図書の協議事項について、発注者または監督員と請負者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。	同 上 第16項
提 出	監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を説明のうえ差し出し、受理されることをいう。	同 上 第17項
提 示	監督員が請負者に対し、または請負者が監督員または検査員に対し工事に係わる書面またはその他の資料を示し、説明することをいう。	同 上 第18項
報 告	請負者が監督員に対し、工事の状況または結果について書面等により知らせることをいう。	同 上 第19項
通 知	発注者または監督員と請負者または現場代理人の間で、工事の施工に関する事項について、書面等により互いに知らせることをいう。	同 上 第20項
連 絡	監督員と請負者または現場代理人の間で、契約書第19条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールなどにより互いに知らせることをいう。 なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。	同 上 第21項
受 理	契約図書に基づき、請負者、監督員が、相互に差し出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。	同 上 第22項
書 面	工事打合せ簿等の伝達物をいい、情報共有システムを用いて作成され、指示、承諾、協議、提出、報告、通知が行われたものを有効とする。ただし、やむを得ず、情報共有システムを用いない場合は、発行年月日を記載し、記名したものを有効とする。	同 上 第23項
確 認	契約図書に示された事項について、監督員、検査員または請負者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	同 上 第24項
立 会	契約図書に示された項目について、監督員が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	同 上 第25項
段階確認	設計図書に示された施工段階において、監督員が臨場等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。	同 上 第26項
把 握	監督員が臨場または提出もしくは提示を受けた資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、契約図書との適合を自ら認識しておくことをいう。	—
調 整	監督員が関連する工事との間で、工程等について相互に支障がないよう協議し、必要事項を請負者に対し指示することをいう。	—

注) 電子メールによる報告、通知、連絡については、「電子メールを活用した情報共有実施要領(案)」及び「愛知県情報共有運用ガイドライン」によること

(エ) 要領

土木工事監督要領

(第6章 資料 6-4 土木工事監督要領 参照)

(4) 施工体制の点検

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」において発注者は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適正なものとするため、工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講ずることが、義務付けられている。

このため、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」により、工事現場等における施工体制の点検要領を定め、土木工事監督要領「施工プロセスのチェックリスト」により、点検を実施している。

また、国土交通省が進める「施工体制に関する全国一斉点検」に選定された工事は、前述の点検に加え、国土交通省が定めた「一斉点検要領」により点検を実施している。

(第6章 資料 6-5 工事現場における適正な施工体制の確保等について 参照)

## (5) 建設業法等による工事現場への掲示

建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。

掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要
建設業の許可票 (元請のみ)	公衆の見易い場所	全ての工事	建設業法第40条 同法施行規則第25条
施工体系図	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編 1-1-12 第2項
再下請負通知書の提出案内 <sup>注)</sup>	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項
建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆が見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書第1編 1-1-21 第7項
労災保険関係成立票	労働者に見易い場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書第1編 1-1-49 第5項
作業主任者一覧表	関係労働者が見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載
解体等工事の事前調査結果	工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第18条の5 石綿障害予防規則第3条

## 注) 工事現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所<sup>注1)</sup>まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類の提出をしてください。

注1) 提出すべき場所を明確に記載すること